

○座間市競争入札参加停止及び指名停止等措置要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、座間市契約規則（昭和60年座間市規則第17号）第5条の規定に基づき、名簿に登録された者（以下「有資格業者」という。）に対し、競争入札の参加停止及び指名停止等の措置に関する必要な事項を定めるものとする。

(競争入札参加停止及び指名停止)

第2条 市長は、有資格業者が別表第1から別表第3までの各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者について競争入札参加停止及び指名停止の措置（以下「停止措置」という。）を行うものとする。

2 市長は、停止措置を行ったときは、競争入札を行う場合において、当該停止措置に係る有資格業者を参加させてはならない。

3 市長は、停止措置の対象となる有資格業者が現に競争入札における参加資格を有することを確認し、又は指名しているときは、これを取り消すものとする。ただし、当該有資格業者から入札辞退の申出があった場合は、この限りでない。

(下請負人及び共同企業体に関する停止措置)

第3条 市長は、前条第1項の規定により停止措置を行う場合において、当該停止措置について責めを負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の停止措置の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、停止措置を行うものとする。

2 市長は、前条第1項の規定により共同企業体について停止措置を行うときは、当該共同企業体の有資格業者である構成員（明らかに当該停止措置について責を負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体の停止措置の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、併せて停止措置を行うものとする。

3 市長は、前条第1項又は前項の規定による停止措置に係る有資格業者を構成員に含む共同企業体について、当該停止措置の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、停止措置を行うものとする。

(停止措置の期間の特例)

第4条 有資格業者が同一の事案により別表各号の措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間のうち、市長が停止措置を最も短く設定できる期間（以下「短期」という。）と市長が停止措置を最も長く設定できる期間（以下「長期」という。）を該当措置要件の間で比較し、それらの該当する措置要件の短期及び長期のそれぞれ最も長いものをもって、当該事案の停止措置の期間の短期及び長期とする。

2 有資格業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における停止措置の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍（当初の停止措置の期間が1月に満たないときは1.5倍）の期間とする。ただし、停止措置の期間は最長36月とする。

（1）別表各号の措置要件に係る停止措置の期間の満了の日後1年を経過するまでの間（停止措置の期間中を含む。）に、それぞれ別表各号の措置要件に該当することとなったとき。

（2）別表第2第1号及び第2号又は第3号から第7号までの措置要件に係る停止措置の期間の満了の日後3年を経過するまでの間に、それぞれ同表第1号及び第2号又は第3号から第7号までの措置要件に該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）。

3 有資格業者が別表第2第3号又は第4号に該当した場合において課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときの停止措置の期間は、2分の1とする。

4 市長は、有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号及び前3項の規定による停止措置の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、停止措置の期間を当該短期の2分の1の期間まで短縮することができる。

5 市長は、有資格業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による停止措置の期間の長期を超える期間を定める必要があるときは、停止措置の期間を当該長期の2倍まで延長することができる。ただし、停止措置の期間は最長36月とする。

6 市長は、停止措置の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各号及び前各項に定める期間の範囲内で停止措置の期間を変更することができる。

7 市長は、停止措置の期間中の有資格業者が、当該事案について責めを負わないことが明らかとなったと認めたときは、当該有資格業者について停止措置を解除するものとする。

（停止措置の期間の決定）

第5条 市長は、第2条第1項、第3条及び前条に規定する停止措置の期間の決定について、市と締結した契約に係るときは、原則として、座間市入札・契約制度検討委員会の意見を聴いて決定するものとする。ただし、緊急を要する等の事情がある場合は、この限りでない。

（停止措置等の通知）

第6条 市長は、第2条第1項又は第3条の規定により停止措置を行い、第4第6項の規定により停止措置の期間を変更し、同条第7項の規定により停止措置を解除し、又は第2条第3項に基づく入札参加資格確認（指名競争入札にあっては指名）の取消しをしたときは、当該有資格業者に対し速やかに書面により通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により停止措置の通知をする場合において、当該停止措置の事由が市と締結した契約に係るときは、必要に応じ改善措置の報告を徴するものとする。

（契約の相手方の制限）

第7条 市長は、停止措置の期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、当該有資格者を随意契約の相手方とするやむを得ない事由があると認められるときは、この限りでない。

2 市長は、落札者であっても契約締結前に停止措置を受けた有資格業者を契約の相手方としてはならない。

(下請等の禁止)

第8条 停止措置の期間中の有資格業者は、原則として本市の契約の全部若しくは一部を新たに下請し、又は受託することができない。ただし、やむを得ない事由があると認められるときは、この限りでない。

(停止措置に至らない事由に関する措置)

第9条 市長は、有資格業者について停止措置に至らない事由がある場合において、必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

(報告義務)

第10条 有資格業者は、別表各号に定める措置要件に該当する事由が発生した場合は、速やかに、書面により市長に報告しなければならない。ただし、市長が報告の必要がないと認めた場合は、この限りでない。

2 工事主管課長又は委託、物品等の発注主管課長は、別表各号に定める措置要件に該当する事由が発生したことを知った場合は、速やかに書面により契約主管課長に報告しなければならない。

附 則

1 この告示は、平成24年4月1日から施行する。

2 この告示の施行前に生じた停止措置の事由に係る停止措置等の運用については、なお従前の例による。

附 則 (平成25年2月5日告示第11号)

1 この告示は、平成25年4月1日から施行する。

2 この告示の施行前に生じた停止措置の事由に係る停止措置等の運用については、なお従前の例による。

附 則 (平成27年3月31日告示第45号)

1 この告示は、平成27年4月1日から施行する。

2 この告示の施行前に生じた停止措置の事由に係る停止措置等の運用については、なお従前の例による。

附 則（平成30年1月16日告示第3号）

この告示は、平成30年2月1日から施行する。

附 則（令和2年5月19日告示第64号）

この告示は、公表の日から施行する。

別表第1（第2条関係）

契約違反及び事故等に基づく措置基準

措置要件	期 間
<p>（虚偽記載）</p>	
<p>(1) 市が発注する契約に関して、契約前に提出すべき書類（当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）に虚偽の記載をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1月以上6 月以内</p>
<p>（過失による粗雑履行等）</p>	
<p>(2) 市と締結した契約（以下「市契約」という。）において、過失により履行を粗雑にし、又は粗雑品等を納入したと認められるとき。（目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないこと（以下「契約不適合」という。）が軽微であると認められるときを除く。）</p>	<p>当該認定をした日から 1月以上6 月以内</p>
<p>(3) 市契約以外の契約（以下「一般契約」という。）において、過失により履行を粗雑にし、かつ、契約不適合が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1月以上3 月以内</p>
<p>（契約違反等）</p>	
<p>(4) 市契約の履行に当たり、契約に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1月以上6 月以内</p>
<p>（契約不履行等）</p>	
<p>(5) 正当な理由がなく市契約を履行しないとき又は落札したにもかかわらず契約を締結しないとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1月以上6 月以内</p>
<p>（安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故）</p>	
<p>(6) 市契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 3月以上6 月以内</p>
<p>(7) 一般契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重</p>	<p>当該認定をした日から</p>

大であると認められるとき。	1月以上3月以内
(安全管理措置の不適切により生じた関係者事故)	
(8) 市契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から1月以上4月以内
(9) 一般契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から1月以上2月以内

別表第2 (第2条関係)

贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措置要件	期 間
(贈賄)	
(1) 有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が市職員に対する刑法(明治40年法律第45号)第198条に規定する贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から12月以上24月以内
(2) 有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が本市以外の公共機関の職員に対する刑法第198条に規定する贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から6月以上12月以内
(独占禁止法違反行為)	
(3) 市契約に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条又は第8条第1項第1号に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から6月以上12月以内
(4) 業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から3月以上9月以内
(競売入札妨害又は談合行為)	
(5) 市契約に関し、有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が、本市職員に働きかけた刑法第96条の6に規定する公契約関係競売等妨害若しくは談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から12月以上24月以内
(6) 前号に掲げる場合のほか、市契約に関し、有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が刑法第96条の6に規定する公契約関係競売等妨害若しくは談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から6月以上12月以内
(7) 一般契約に関し、有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が刑法第96条の6に規定する公契約関係競売等妨害若しくは談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から3月以上12月以内

	内
(不当労働行為)	
(8) 労働委員会又は裁判所において不当労働行為があったと認定され、その効力が確定したとき。	当該認定をした日から1月以上3月以内
(建設業法違反行為)	
(9) 市契約において、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から2月以上6月以内
(10) 業務に関し、建設業法の規定に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1月以上3月以内
(不正又は不誠実な行為)	
(11) この表に掲げる場合のほか、業務に関し法令に違反するなど不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1月以上9月以内
(信用失墜行為)	
(12) この表に掲げる場合のほか、有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。）が禁固以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁固以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1月以上9月以内
(暴力団等)	
(13) 有資格業者である個人が座間市暴力団排除条例（平成23年座間市条例第24号）第2条に定める暴力団員等であると認められたとき、又は有資格業者である法人等が同条例第2条に定める暴力団経営支配法人等であると認められたとき。	12月を経過し、かつ、改善されたと認められる日まで
(14) 有資格業者が、神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項に違反したと認められるとき。	当該認定をした日から6月
(15) 有資格業者が、神奈川県暴力団排除条例第23条第2項に違反したと認められるとき。	当該認定をした日から6月
(16) 有資格業者又は有資格業者の経営に事実上参加している者が暴力団員等と密接な関係を有していると認められたとき。	3月を経過し、かつ、改善されたと認められる日まで

別表第3（第2条関係）

その他の事項に基づく措置基準

措置要件	期 間
(経営不振)	

(1) 銀行取引停止となるなど経営不振に陥り、契約の相手方として不相当であると認められるとき。	経営状態が安定したと認められる日まで
---	--------------------